

水第3号議案 横浜市水道条例の一部改正 及び 水第4号議案 横浜市工業用水道条例の一部改正

1 改正の趣旨

平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率10%への引上げに伴い、水道料金等及び工業用水道料金の改定を行うものです。

水道事業と工業用水道事業においては、民間の事業者と同様に一事業者として消費税の申告・納付義務があります。消費税は最終消費者が負担するという基本原則を踏まえ、円滑かつ適正に転嫁することとし、料金改定を行います。

2 改正の概要

(1) 水道条例

ア 水道料金

水道料金は、条例により算定した税抜の料金に1.08を乗じて得た額としています。今回の改正では、算定した額に乘じる「1.08」を「1.1」に改めます。

横浜市水道条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現行〕

第26条 料金は、使用期間1月につき次の表に定めるところにより算定した額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、使用期間が1月に満たない場合の料金は1月とみなす。

また、料金算定の特例（使用期間が2月に満たない場合等の取扱い）を定めている第31条第1項第1号ア及び同項第2号アについて、「1.08」を「1.1」に改めます。

【参考】消費税転嫁の影響（2か月あたりの水道料金及び下水道使用料）

単位：円

使用水量		現行（8%）	改正案（10%）	負担増額
29m ³ ※	水道料金	3,427	3,491	64
	下水道使用料	2,594	2,642	48
	合計	6,021	6,133	112

※世帯平均使用水量 29m³/2か月(29年度実績)

【経過措置】

消費税法等の規定により、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金で、次のいずれかの条件を満たす場合は、旧税率（8%）が適用されます。（4頁参照）

① 平成31年10月31日までに検針がある場合

（例）前回検針日が8月20日で、今回の検針日が10月20日の場合

② 平成31年10月1日以後、初めての検針日が11月中で前回検針日から2か月以内の場合

（例）前回検針日が9月20日で、今回の検針日が11月20日の場合

イ 水道利用加入金

水道利用加入金は、給水装置工事の申込時にメーターの呼び径に応じてお客さまに一定額のご負担をいただいているものです。今回の改正により、施行日以降の申込みについて、内税表記の水道利用加入金の額を、「1.08」を乗じた額から「1.1」を乗じた額に改めます。

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

第34条の2 給水装置の新設工事及び改造工事の申込者は、次の各号に定める額を水道利用加入金として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 メーターの呼び径に応じ次に掲げる額。ただし、メーターの呼び径が25以下の家事用の専用給水装置については、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有する者である場合は、 $\frac{82,500 \text{ 円}}{81,000 \text{ 円}}$ とする。

メーターの呼び径	加入金の額
25以下	$\frac{165,000 \text{ 円}}{162,000 \text{ 円}}$
40	$\frac{1,402,500 \text{ 円}}{1,377,000 \text{ 円}}$
50	$\frac{2,145,000 \text{ 円}}{2,106,000 \text{ 円}}$
75	$\frac{5,115,000 \text{ 円}}{5,022,000 \text{ 円}}$
100	$\frac{8,745,000 \text{ 円}}{8,586,000 \text{ 円}}$
150	$\frac{19,800,000 \text{ 円}}{19,440,000 \text{ 円}}$
200以上	管理者が別に定める額

また、共同住宅の給水装置工事について定めている同条第2項各号について、条文中「162,000円」を「165,000円」に改めます。

さらに、家事用の専用給水装置の新設工事等に係る暫定水道利用加入金について定めている付則第6項及び第7項について、条文中「81,000円」を「82,500円」に、第8項の「162,000円」を「165,000円」に、「81,000円」を「82,500円」に改めます。

(2) 工業用水道条例

工業用水道料金は、条例により算定した税抜の料金に1.08を乗じて得た額としています。今回の改正では、算定した額に乘じる「1.08」を「1.1」に改めます。

なお、工業用水道料金は、各ユーザーの水量を毎日通信回線により把握し、翌月1日に一月分の料金を決定しています。そのため、施行日前後の水量を明確に区分して料金を算定できますので、10月1日の使用分から新税率（10%）が適用されます。

横浜市工業用水道条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

第30条第2項 毎月の料金は、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に掲げる金額に月ごとの当該水量を乗じた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 その他

(1) 消費税率等の引上げにより改定するその他の収入

条例及び施行規程により委任された要綱に定める受託工事等に伴う給水装置工事収入、他事業体との協定等で定める共用施設管理費負担金などについても、税率 10%への引上げに伴い、原則として平成 31 年 10 月 1 日から改定します。

(2) 「はまっ子どうし The Water」及び「横浜水缶」の取扱い

消費税率引上げに合わせて、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

「はまっ子どうし The Water」及び「横浜水缶」は、「酒類・外食を除く飲食料品」に該当するため、軽減税率（8%）の適用となります。

(3) 市民・事業者への周知

「広報よこはま」への掲載のほか、水道局ウェブサイトや「水道・下水道使用水量等のお知らせ」裏面等への記載により周知を行います。

【参考】過去の消費税法の制定・改正及びこれに対応するための水道条例等の改正の状況

税率	消費税法制定・改正（施行日）	水道条例等改正（施行日）
3%（導入）	平成元年 4 月 1 日	平成 4 年 1 月 1 日
5%（改正）	平成 9 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
8%（改正）	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日

【参考資料】

水道料金の経過措置について

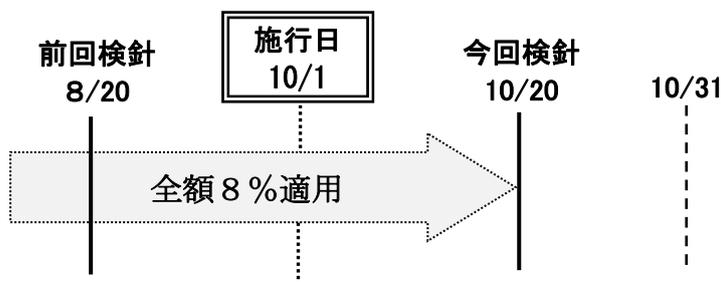
水道の検針は原則として2か月に1回実施しています。

消費税率改定の施行日（平成31年10月1日）前から継続して給水を受けている者に係る水道料金は以下のとおり経過措置（経過措置期間平成31年10月31日）があります。

1 平成31年10月31日までに検針がある場合

消費税法等の規定により、全額旧税率（8%）が適用されます。

（例） 前回検針日が8月20日で、今回の検針日が10月20日の場合



2 消費税率改定の施行日（平成31年10月1日）以前から使用し経過措置期間の後（平成31年11月1日以降）、初めての検針日が前回検針日から2か月以内の場合

旧税率（8%）が適用される部分は月割計算により算出することとなり、前回検針日から2か月以内の場合、全額旧税率（8%）が適用されます。

（例） 前回検針日が9月20日で、今回の検針日が11月20日の場合

